

**子育て世帯臨時特別支援事業及び
あったかサポート（三条市灯油購入費助成事業）を実施**

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により苦しんでいる子育て世帯を支援するため、所得要件を満たした世帯に対し、18歳以下の子供1人当たり5万円を給付します。

また、原油価格の高騰を踏まえ、住民税非課税世帯の生活に大きな影響を与えないよう、1世帯当たり5千円の灯油購入費を給付します。

【本件のポイント】

- 中学生以下は、児童手当の仕組みを活用し、「プッシュ型」で年内に給付
- 高校生は、申請に基づき、年内に給付開始
- 住民税非課税世帯に対する灯油購入費は、申請に基づき、年内に給付開始

【本件の概要】

1 子育て世帯臨時特別支援事業

(1) 対象児童

- ア 令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童
- イ 令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ウ 令和4年3月31日までに出生した児童

(2) 支給対象者 対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者
（児童手当（本則給付）受給者若しくはそれに準ずる対象者）

(3) 給付額 対象児童1人につき5万円

(4) 支給日

- ア 中学生以下 12月24日（金）
- イ 高校生 12月24日（金）から順次給付

2 あったかサポート（三条市灯油購入費助成事業）

(1) 支給対象者 住民税非課税世帯の世帯主

※12月10日（金）に対象と思われる方に対して案内を送付します。

(2) 給付額 1世帯当たり5千円

(3) 申請期間 12月13日（月）～令和4年1月31日（月）

(4) 支給開始日 12月24日（金）

【問合せ】 三条市福祉保健部 福祉課

子育て世帯等臨時特別支援事業：福祉・公営住宅係 木戸、武野谷 電話：0256-34-5405

三条市灯油購入費助成事業：生活支援係 藤田、伊藤 電話：0256-34-5433